事 務 連 絡 令和7年9月17日

各都道府県駐車場担当部局長 住宅担当部局長 殿 各政令指定都市駐車場担当部局長 住宅担当部局長 殿

国土交通省都市局街路交通施設課長

機械式立体駐車場の適正利用の周知について(通知)

令和7年9月9日、大阪府大阪市にある機械式立体駐車場において、一般利用者が機械と接触し重傷を負う事故が発生しました。

国土交通省では、機械式立体駐車場の事故再発防止を図る観点から、「機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン」や「機械式駐車設備の適切な維持管理に関する指針」等に基づく安全対策をこれまで進めてきたところです。

平成28年に公表した、「機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン」の手引きでは、運転者以外を乗降室の外で乗降させることや、センサー等の設備に委ねることなく装置内に人がいないことの確認を行うことの重要性についてお示ししています。

貴管内市町村(政令指定都市を除く。)に対しても、改めて適正利用に関する 周知を依頼して頂きますようお願いします。

なお、本ガイドラインは国土交通省ホームページにも掲載しているため、適宜 参照下さい。

<ホームページアドレス>

https://www.mlit.go.jp/common/001145272.pdf